

資料報告 緑区中野森戸自治会に残された養兔組合資料

—アンゴラウサギに特化する森戸養兔組合の変遷—

井上 泰

はじめに

平成30年(2018)1月から4月にかけて、市史ミニ展示として軍事郵便と兎ポスター(写真1)の展示を行いました。その際、兎ポスターに書かれている内容を確認し、「ミンナデ兎ヲ飼ヒマセウ 兵隊サンノ防寒服ヤ航空服ヲ作ルタメニ兎ヲタクサン飼ッテ下サイ 兎ノ毛皮ハ軽クテ温クテ一番良イ材料デス シカモ非常ニタクサンノ数が必要デスカラモットモット飼ッテ育テ下サイ」(当館蔵橋本出張所移管資料)

と記載された大政翼賛会作成のポスターを見て、第二次世界大戦下、子供もできる副業として兎を飼うことが奨励されたという話を思い出し、それを裏付ける資料であること再確認しました。(注1)

それと同時に、津久井町史の資料調査の中で養兔組合の資料を見たことを思い出しました。本稿は、森戸自治会資料の中に残る森戸養兔組合の資料を紹介するものです。(注2)



写真1 兎ポスター

1. 中野森戸自治会資料について

相模原市緑区中野の森戸自治会館に自治会資料が保管されていることは、故高城治平先生をはじめとする旧津久井町文化財保護委員等の資料採訪活動の中で知られていましたが、本格的な資料調査は行われていなかったため、森戸自治会の協力により、平成19年(2007)8月に津久井町史の資料調査として実施することができました。4か月ほどかけ、資料の中性紙封筒への詰め替えと目録作成を行いました。

森戸自治会資料には、明治期からの森戸組(自治会)の会計簿等が残されており、青年会(青年団)、養兔組合、衛生、農会、婦人会などの森戸自治会内にあった団体等の書類も残されています。その中の森戸養兔組合の資料は、別紙資料一覧のとおりで、昭和8年(1933)ころから昭和14年(1939)までの資料が残されています。

2. 森戸養兔組合資料

資料一覧に従って、森戸養兔組合の設立から変遷を概観してみます。

2-1 養兔組合の設立と運営

森戸養兔組合の設立は、「No.5 会計簿」の記載によると、昭和8年(1933)12月1日に第一回総会を開催しており、この日に設立されたものと考えます。また、「No.2 総会議案」は津久井郡養兔組合連合会の総会の議案(昭和8年10月31日開催)で、その中には昭和7年度の会計報告が提出されており、郡連合会は昭和7年には設立されていたこととなります。単位の組合よりも郡の連合会が先に設立されていること、さらに「No.1 養兔組規約案(雛形)」は手書きの年号が昭和2年と読めます。規約雛形が事前に示され、何らかの根回しが行われているようで、県当局によるかなり政策的な背景が強いように感じられます。

「No.3 規約書類(森戸養兔組規約)」によると、その目的は「副業の発達の目的を以て養兔の生産増殖を計り福利を増進する」とされ、この目的を達成するために次の業務を行うこととされています。

「1 兎の生産並に種付、2 兎の貸付並に其の周旋、3 兎の義務飼養、4 兎の共同販売」

中野森戸自治会所蔵文書

森戸養兔組合資料一覧

No	資料名(簿冊名)	年月日	西暦	差出人(作成者)	受取人	形態	数量	備考
1	養兔組合規約案(雛形)	昭和2年力?	1927			綴	1	
2	総会議案	昭和8年10月30日	1933	津久井郡養兔組合連 合会 会長山口三吉		綴	1	
3	規約書類	昭和8年	1933	森戸養兔組合		冊	1	
4	養兔組合書類綴	昭和8年	1933	森戸養兔組合		冊	1	
5	会計簿	自昭和8年	1933	森戸養兔組合		冊	1	昭和8~10年の会計 簿
6	定期総会開催の件(開催 通知)	昭和9年10月27日	1934	津久井郡養兔組合連 合会 会長	各養兔組合長	状	1	
7	兔毛皮出荷明細書	昭和9年12月5日	1934	森戸養兔組合 相川 績	津久井郡農会	状	1	
8	兔毛皮出荷明細書	昭和10年1月16日	1935	森戸養兔組合 相川 績	津久井郡農会	状	1	
9	兔毛皮送付に関する件	昭和10年2月18日	1935	森戸養兔組合 相川 績	津久井郡農会	状	1	
10	兔毛皮代送付に関する件	昭和10年3月1日	1935	神奈川県養兔組合連 合会 会長		綴	1	精算書あり(1月出 荷分)
11	兔毛皮代送付に関する件	昭和10年4月11日	1935	神奈川県養兔組合連 合会 会長	中野町養兔組合長	綴	1	精算書あり(2月出 荷分)
12	兔毛皮共同販売に関する 件	昭和10年11月18日	1935	津久井郡養兔組合連 合会 会長	各養兔組合長	綴	1	
13	(アンゴラ兔毛共同販売 の計算書他)	昭和10年12月15日	1935	東京アンゴラ兔毛株 式会社	下島一太郎	状	10	代金明細書1、礼状 1、計算書6、アン ゴラ社製品値段段明細 1、会社封筒(11年 3月25日付)
14	(アンゴラ兔毛計算書 他)	昭和10年12月19日	1935	東京アンゴラ兔毛株 式会社	下島一太郎	状	6	礼状1、計算書1、 受領メモ1、アンゴ ラ新報案内1、運送 荷物受取証1、会社 封筒(10年12月 19日付)
15	アンゴラ兔毛共同販売の 件	昭和11年5月16日	1936	津久井郡農会	各町村農会長 各養兔組合長	状	1	
16	アンゴラ新報(第36号)	昭和11年5月5日	1936	アンゴラ社		新聞	1	中野町の記事あり
17	アンゴラ新報(第38号)	昭和11年7月4日	1936	アンゴラ社		新聞	1	
18	飼養者及飼養頭数(アン ゴラ種)	昭和11年8月20日現在	1936			状	1	手書きメモ
19	アンゴラ兔毛共同販売に 関する件	昭和11年9月1日	1936	津久井郡農会	各養兔組合長 各町村農会長	状	1	
20	アンゴラ兔毛共同販売の 件	昭和11年10月7日	1936	津久井郡農会	各養兔組合長 各町村農会長	状	1	
21	アンゴラ兔毛共同販売の 件	昭和11年12月1日	1936	津久井郡農会長	各町村農会長 各養兔組合長	状	2	津久井郡畜産組合の 封筒1
22	アンゴラ兔毛共同販売の 件	昭和12年1月13日	1937	津久井郡農会	各町村農会 各養兔組合	状	1	
23	アンゴラ兔毛共販に関す る件	昭和12年5月1日	1937	津久井郡農会	各町村農会 各養兔組合	状	1	
24	アンゴラ兔毛共同販売に 関する件	昭和12年6月16日	1937	津久井郡農会	各町村農会 各養兔組合	状	1	
25	アンゴラ兔毛共同販売の 件	昭和12年7月21日	1937	津久井郡農会	各町村農会 各養兔組合	状	3	昭和13年4月28日 通知1、郡農会封筒
26	アンゴラ兔毛共同販売に 関する件	昭和12年10月4日	1937	津久井郡農会	各町村農会 各養兔組合	状	2	郡農会封筒1
27	アンゴラ兔毛販売の件	昭和14年2月7日	1939	津久井郡農会	森戸養兔組合長	状	2	郡農会封筒2
28	森戸養兔組合規約	昭和				綴	1	
29	アンゴラ兔毛加工組合概 況					綴	1	出資者名簿及事業内 容
30	副業養兔経営指針			神奈川県養兔組合連 合会		状	1	
31	精算書			神奈川県養兔組合連 合会	中野町	綴	1	中野町で35頭分を 出荷

ちなみに、青野原村と内郷村に、当初種兎場が設営されており、山口英次郎と山口泰司が管理をしており、昭和9年頃、中野町に県種兎場が設置され、管理者も継続されています。なお、規約の最後に名簿がついており、組合長は相川績、副組合長長田定市、幹事16名となっており、さらに「規約」(内記のこと)として、子兎の値段(20銭)、屠殺皮剥料として一頭10銭と決められており、設立当初は兎毛皮(ともうひ)の出荷を想定しており、屠殺・皮剥ぎについては抵抗があったのでしょうか、組合で10銭で代行することになっており、おそらくその中から、組合積立金(剥皮1枚につき金2銭)が積立てられ、組合の運営資金となっていたと考えられます。

「No.4 養兔組合書類綴」の中に、「兎毛皮共同販売の件」(昭和8年10月11日)という書類が残り、陸軍被服廠に兎毛皮を出荷していることが確認できます。参考として郡養兔組合連合会の組織が記述されており、単位の養兔組合は7組合(川尻村久保沢、中野町森戸、青野原村、内郷村、千木良村、牧野村、佐野川村上岩)で、県種兎場は内郷村と青野原村にあり、会長に角田福三(郡農会長の兼務)が就いています。

「No.12 兎毛皮共同販売の件」(昭和10年11月18日)では、屠殺年齢及び重量として、生後8か月以上経過し、皆掛け650匁(もんめ、約2.5kg)以上のものとされ、張り方・乾燥方法についても指導があります。やはり、皮剥ぎや張り方には技術が必要であったのでしょうか、剥皮講習会を開いてもあまりうまく行かなかったのか、販売方法を従来の被服廠直送から、県加工組合に変更しています。県加工組合でチェックし、被服廠へ販売できるレベルに揃えた上で、納入する方法へ変更しています。

「No.15 アンゴラ兎毛共同販売の件」(昭和11年5月16日)は、森戸養兔組合資料に残る郡農会からのアンゴラ兎に関する最初の通知になります。しかし、No.13・14において、アンゴラ兎毛の共同販売の計算書等があり、昭和10年12月には森戸養兔組合はアンゴラウサギ専門の組合として東京アンゴラと関係を結んでいったようです。この方針変更の理由として、やはり、屠殺・皮剥ぎ・皮張り・乾燥といった技術を必要とする加工面が大きかったのではないかと推測されます。東京アンゴラの場合、兎毛の出荷、現場での買取りになり、屠殺する必要がないというのが移行への要因だったと推測されます。

「No.18 飼養者及飼養頭数(アンゴラ種)」(昭和11年8月20日現在)では、アンゴラ種だけの飼養状況を書上げており、飼養者14人、飼養頭数62頭となっています。

森戸養兔組合資料一覧にあるとおり、「No.27 アンゴラ兎毛販売の件」(昭和14年2月7日)を最後にそれ以降

を明らかにする資料は残されていません。森戸養兔組合がその後、如何なる変遷をたどったかを明らかにする資料は残っていません。

2-2 森戸養兔組合の推移

資料から明らかになった森戸養兔組合の推移を概述してみると、津久井郡農会及び、昭和7年(1932)頃に設立された推測される津久井郡養兔組合連合会の支援を受けながら、森戸養兔組合は昭和8年12月に設立され、当初は兎毛皮(兎の毛皮)を陸軍被服廠に出荷していました。毛皮を出荷するためには、飼っていたウサギを屠殺し、皮剥ぎを行わなくてはならず、組合員の心理的負担になっていたものと考えられます。

昭和10年(1935)4月に郡農会(郡養兔組合連合会)と東京アンゴラ兎毛株式会社(以下、「東京アンゴラ」と省略)の最初の接触があり、アンゴラウサギの研究会和兎毛の現地買入れが行われました(『アンゴラ新報』第36号)。東京アンゴラは、小田急沿線の南林間に兎毛撰別工場と飼育研究所・模範飼育場を持っていたため、その関係で津久井地域の情報も比較的早く入手(昭和9年に県種兎場を中野町に開設)していたのでしょうか。東北地方へのアンゴラウサギの飼育の普及は昭和17年(福島市信夫山公園「養兔記念碑」碑文)とされていますので、津久井への普及は早かったものと思われます。

森戸養兔組合にとっては、東京アンゴラの存在は渡りに船だったのではないかと推測されます。昭和10年12月には東京アンゴラへの兎毛の出荷を開始します。

兎毛の出荷ですので、ウサギの毛が伸びれば、刈ってためて置いて出荷ができます。東京アンゴラの社員は、概ね3か月に一度位、農会事務所(旧郡役所)に出張買取りに来たようで、その場で現金で飼養者に直接支払っていたようです。そのため、森戸養兔組合の会計簿は、必要がなくなり、記載は昭和10年までになっています。森戸養兔組合はアンゴラウサギの飼養に特化していきましたが、アンゴラ種以外の種を飼っている飼養者もいるため、その場合は、従来通り、毛皮での出荷も続けられています(神奈川県立公文書館蔵「串川村佐藤家文書」など)。

森戸養兔組合資料は昭和14年(1939)の資料までで、その後の経緯は伝わりませんが、東京アンゴラの社史(『アンゴラ兎と共に』昭和56年11月東京アンゴラ株式会社)及び『鐘紡百年史』によると、日中戦争(昭和12年)、真珠湾攻撃(昭和16年)と進む中で、昭和16年の生活必需物資統制令など統制経済が進展する中、民需物資中心で輸出を行いたい鐘紡は行き場をなくし、アンゴラ養

兎事業から撤退します。東京アンゴラは、関連会社である東京繊維工業株式会社とともに、航空機用フェルトの製造を中心に軍需省管理工場となり、日本航空製絨株式会社と改称し、敗戦を迎えます。森戸養兎組合についても、昭和16年の物資統制令や国家総動員法改正令公布などにより、配給と供出のサイクルの中、養兎自体は続けているものと考えますが、個別の組合活動が出来にくくなり休止状態になったものと思われる。

3. 日本における養兎の歴史

森戸養兎組合の資料に基づいた流れを見ましたが、ここでは日本における養兎の流れを概観しておきます。明治の初期に士族の商法として、養兎が挙げられています。この時期は愛玩・観賞用の兎が珍重されていたようです（『明治ウサギバブル』）。産業用の養兎としては、アンゴラウサギという長毛種の兎が注目され、大正末にイギリスから輸入したロイヤルアンゴラを元に、フランス系・カナダ系を交配する形で日本独自のアンゴラ種を品種改良していったといえます。さらに、世界恐慌に端を発した昭和恐慌期の昭和5・6年（1930・31）頃に、雑誌『主婦の友』昭和4年11月号に掲載された記事〔「新副業純毛種アンゴラ兎の飼ひ方」〕が引き金となって、投機的なアンゴラウサギの流行が起き、アンゴラ狂乱と名付けられています。昭和6年春には農林省から「アンゴラ達示」と呼ばれるアンゴラ兎毛の加工・製品化は日本ではまだ研究段階で、行き過ぎた投機は危険である旨の通達が出され、新聞記事も追従するようになり、同年秋頃投機的な流行は終息していきます。

昭和7年（1932）に設立された東京アンゴラ兎毛株式会社による兎毛の買上げが始まり、翌8年（1933）鐘紡による兎毛事業参入により、兎毛利用によるアンゴラウサギの飼育が本格的に普及していくと、農林省も昭和9年（1934）5月24日「アンゴラ兎奨励に関する通牒」を各府県に通達、アンゴラウサギの飼育は健全な産業として認められました。

さらに、東京アンゴラについて、基本的事項を確認しておきます（以下の記述は、東京アンゴラ株式会社社史『アンゴラ兎と共に』〔昭和56年11月〕に基づいて記述しています）。東京アンゴラの創始については、昭和恐慌下の「アンゴラ狂乱」と呼ばれる投機的取引の傍ら、アンゴラウサギの繊維の特質に注目した二人の人物、石島護雄（いしじまもりお）と齊藤憲三（さいとうけんぞう）が昭和6年（1931）4月にアンゴラ興業社を設立したことに始まります。石島護雄は当時メリヤスと言ったニット業界（繊維業界）の専門家です。齊藤憲三は産業組合中央金庫

（現、農林中央金庫）に入社するも飽き足りず退職し、農家・農村の再興のための方策を探る中でアンゴラウサギの繊維の特質に注目し、その利用の可能性を検討していた中で、石島に巡り合い、アンゴラ興業社を設立します。翌昭和7年（1932）4月にアンゴラ興業社を改組、東京アンゴラ兎毛株式会社とし、衆議院議員で小田急林間都市開発に関係していた鷺澤与四二（わしざわよしじ）を社長に迎え、東京芝田村町に本社を置き、小田急沿線南林間に兎毛撰別工場と模範飼育場・種兎場を設置し、イギリスからロイヤルアンゴラ種200頭を輸入し、国内残存の優良アンゴラ種との増殖に努め、アンゴラ養兎事業に乗り出していきます。さらに昭和8年（1933）には、鐘淵紡績（略称鐘紡、旧カネボウ）津田信吾（つだしんご）社長の支援を得て、養兎と集毛の部分を東京アンゴラが、製織部分を鐘紡が主に担当する形で養兎事業を全国的に展開していきます。月刊の新聞『アンゴラ新報』を発刊し、PRに努めています。

さらにアンゴラ産業の一層の安定・確立をめざし、用途拡張のため、昭和13年（1938）7月に関連会社である東京繊維工業株式会社を設立し、11月に狛江工場を開設、工業用製品の開発を行い、航空機用フェルトの製造を行っています。

戦時状況の進展の中、物資統制が行われ、民需用資材、特に輸出が出来なくなる中で、鐘紡はアンゴラ養兎事業から撤退していきます。東京アンゴラは、狛江工場が海軍航空本部の監督工場に入り、ますます海軍とのつながりを強め、昭和19年（1944）1月、軍需省管理工場となり、同年4月、東京アンゴラと東京繊維工業（株）を統合し、社号も日本航空製絨株式会社に改称されます。昭和20年8月の敗戦を迎え、これらの努力は水泡に帰しましたが、相模飼育場で守られていた種兎3000頭が健在であり、これを元に創業期の精神に戻ることを決意し、昭和26年11月、東京アンゴラ株式会社を設立し、再発足しています。戦後の物資不足の中で、アンゴラや羊毛は再度のピークを迎えます。しかし、高度経済成長の中で、日本産アンゴラから、中国産アンゴラへの転換が行われ、輸出から輸入へと転換していきます。創立30年の昭和56年11月に社史『アンゴラ兎と共に』を発刊していますが、その後の東京アンゴラの経過は明らかではありません。

4. 養兎を語るその他の資料

養兎についての資料としては、管見の限り、神奈川県立公文書館所蔵の申川村佐藤家文書がまとまった形で残されている位で、今のところ他には見当たりません。申川村佐藤家文書については、ほぼすべてに「（アンゴラ種

を除く)」という表記が付いており、串川村にあった組合は、アンゴラ種以外の兎を飼養する団体であったことが推測されます。農会などからの通知もアンゴラ種とそれ以外という形で別種の扱いになっていたようです。

これ以外では、経済更生計画の資料や事務報告などにその片鱗がうかがえるのみで、参考までにあげると、

① 昭和10年(1935)12月 津久井郡農山村経済振興策答申書

「津久井郡農山村経済振興策二関スル件

答申

〔中略〕

一、牛馬羊豚鶏兎ノ飼養ヲ一層勸奨シ、併而自給肥料ノ増産並ニ堆肥厩舎ノ改修ニ努ルコト

〔中略〕

要望

〔中略〕

一、綿羊ノ貸付増加并ニ羊毛、養兎毛ノ加工処理場ヲ設置セラレタキコト 〔後略〕 〕(注3)

② 昭和13年(1938)串川村事務報告 9 勸業

「銃後援家族授産施設トシテハ、仔兎ノ無償配布、勤労奉仕、藁及林産加工等ヲ励行、軍用馬糧干草大麦及干甘藷供出ヲナシタリ」(注4)

③ 昭和14年(1939)串川村事務報告 9 勸業

「軍需資材ノ供出ハ大麦仔兎馬糧干草干甘藷等何レモ割当数量以上ノ成績ヲ以テ供出シタリ」(注5)

④ 昭和15年(1940)串川村事務報告 9 勸業

「政府供出物ハ大麦・小麦・裸麦・干甘藷・干草・兎皮等何レモ割当量以上ノ成績ヲ以テ供出ヲ完了シタリ、配給制実施ニ…」(注6)

5. アンゴラ養兔組合及び養兔事業のまとめ

森戸自治会所蔵の森戸養兔組合資料などにより、養兔事業が、農会中心に展開されており、昭和7・8年頃から、農会補助金を使い子兎を購入、出征家族等の援助のために子兎を配布、当初は8か月程度飼育してもらい、成兎を集め、屠殺・皮剥ぎし、兎毛皮として陸軍被服廠などに納入していたという流れがあったことが確認できました。昭和10年(1935)4月、津久井郡養兔組合連合会事務所(津久井郡農会事務所=旧津久井郡役所)において東京アンゴラのアンゴラウサギ研究会及び兎毛の現地買入が実施され、森戸養兔組合は同年12月には東京アンゴラへの出荷を決め、段階的にアンゴラウサギ専門の養兔組合に転換していきました。このアンゴラウサギへの転換の理由は、兎毛での出荷が主流で、屠殺・皮剥ぎの必要がなかったことであり、東京アンゴラの社員が定期的

に出張買取りに来てくれることなどが大きかったと推測されます。森戸養兔組合の資料は昭和14年までで、その後の経過はたどれませんが、アンゴラ種以外の兎を飼養する組合もあり、その場合は従来通り兎毛皮(兎の毛皮)での出荷が続けられていたようです(神奈川県立公文書館蔵串川村佐藤家文書)。昭和16年頃からの物資統制の開始に伴い、兎毛及び兎毛皮は軍需物資として供出されるようになり、用途が決められ、供出量が決められるなど弾力性が失われていきます。

逆に、敗戦後の昭和24年位が、戦後の物資不足の中で、需要が伸びたという話があり、東京アンゴラも昭和26年に株式会社として再出発しています。

概略、このような流れの中で養兔事業は推移したようですが、森戸養兔組合の資料だけでは、その量的な側面、津久井郡内にどれだけの養兔組合があり、どこにどれだけの兎毛・兎毛皮を出荷していたか、生産量の側面は全く分かりません。比較できるような個別組合資料や郡農会・県農会などの統計資料がないかを探っていく必要があると思っています。

注

- (1) 兎ポスター 相模原市立博物館蔵橋本出張所移管資料 後援名に「陸軍省・海軍省・農商省」とあり、昭和18年(1943)11月に設置された農商省があることから、ポスターの作製はそれ以降のことと考えられる。
- (2) 森戸養兔組合資料については、森戸自治会の協力により、令和元年8月26日から10月末まで市史ミニ展示として資料の一部を公開しており、10月27日には学芸員講話として発表しています。本稿はそれをまとめたものとなります。
- (3) 『津久井町史 資料編近代・現代』216号文書 413～414P
- (4) 『津久井町史資料叢書 事務報告2』224P
- (5) 同上 229P
- (6) 同上 235P

資料編(森戸自治会所蔵「森戸養兔組合資料」)

No.3 資料 規約書類 昭和8年(1933)

(表紙)

「昭和八年

規約書類

森戸養兔組合 〕(冊)

(中扉) 森戸養兔組合規約

養兔組合規約

- 第一条 本組合ハ中野町森戸養兔組合ト称ス
- 第二条 本組合ノ事務所ハ中野町中野五百七十八番地ニ置ク
- 第三条 本組合ハ中野町中野森戸部落ニ於テ養兔ヲナシ若クハ為サムトスルモノヲ以テ組織ス
- 第四条 本組合ハ副業発達ノ目的ヲ以テ養兔ノ生産増殖ヲ計リ副利ヲ増進スルヲ以テ目的トス
- 第五条 前条ノ目的ヲ達セシメガ為メ左ノ業務ヲ行フ
- 一、 兔ノ生産並ニ種付
- 一、 兔ノ貸付並ニ其ノ周旋
- 一、 兔ノ義務飼養
- 一、 兔ノ共同販売
- 第六条 本組合ニ加入セムトスルモノハ書面若クハ口頭ヲ以テ組合長ニ申込ムベシ
- 第七条 本組合ニ加入シタルモノハ三ヶ月以内ニ於テ必ズ一頭以上飼育開始シ以後中断ナク飼養スルコトヲ要ス
- 第八条 本組合ニ左ノ役員ヲ置ク
- 組合長 壺名、副組合長 壺名、幹事 名
- 組合長ハ組合ヲ代表シ組合一切ノ事務ヲ統理ス 副組合長ハ組合長ヲ補佐シ組合長事故アルトキ其ノ職務ヲ代理ス 幹事ハ組合長ノ指揮ヲ受ケ会務ヲ処理ス
- 第九条 役員ハ総テ名誉職トス 役員ハ總會ニ於テ之ヲ選挙シ ソノ任期ハ二ヶ年トス

〔第十条～第十七条 省略〕

附則

本組合規約ハ昭和	年	月	日ヨリ施行ス
組合長	相川	績	
副	長田	定市	
幹事	下島	一太郎	
幹事	細野	良助	
	甘利	徳太郎	
	細野	巳之作	
	内田	孫市	
	甘利	芳太郎	
	全	甚左エ門	
	細野	忠三	
	全	健	
	平井	起作	
	八木	彦作	
	江藤	国太郎	
	甘利	修	
幹事	甘利	昇	

山田 元寿

梶野 喜一郎

規約

- 一、掛牡ハ四頭以上金拾銭、参頭以下ハ金五銭トス 但シ生後十五日ヲ以テ取立ツル事
- 一、子兔ノ値段ハ生後四十日ヲ以テ壺頭金貳拾銭トス 但シ組合内トス
- 一、屠殺皮剥料ハ壺頭金拾銭、張料共
- 一、組合積立金ハ剥皮壺枚ニ付金貳銭トス 但シ組合員外ハ金五銭トス

No.4 資料 養兔組合書類綴 昭和8年(1933)

(表紙)

「昭和八年

養兔組合書類綴

森戸養兔組合

」(冊)

資料「兔毛皮共同販売の件」昭和8年10月11日

昭和八年十月十一日

津久井郡養兔組合聯合会長 印

各養兔組合長 殿

兔毛皮共同販売ノ件

標記ニ関シテハ昨年来ヨリ陸軍被服廠ニ於テ需要激増シ、一面価格ニ於テモ相当高値ニ販売出来得ル由、内示ノ次第モ有之、本県聯合会ニテハ本年度一万枚出荷ノ予定ナルニ付、多数出荷スル様御配慮相成度、尚従来販売期ニ先チ仲間商人ノ甘言ニ迷ハサレ低価ニテ取引セラル、向モ有之甚ダ遺憾ニ存ジ候間、此ノ辺篤ト組合員ニ防止方御配意相願度此段及御依頼候也

(別紙 参考)

参考

一、養兔組合名及組合長名

川尻村久保澤養兔組合	加藤 静
中野町森戸養兔組合	相川 績
青野原村養兔組合	小島 宇三郎
内郷村養兔組合	山口 英次郎
千木良村養兔組合	尾島 乙吉
牧野村養兔組合	佐藤 恵次郎
佐野川村上岩養兔組合	長田 政吉

二、県種兔場

内郷村	山口 英次郎
青野原村	山口 泰司

三、役員氏名

会 長	角田 福三
副会長	山口 英次郎

評議員 尾島 乙吉
 全 小島 宇三郎
 全 相川 績

運賃箱代トシテ販売価格ノ百分
 ノ三ヲ雑費トシテ申受ク
 以上

No. 12 資料 兎毛皮共同販売に関する件 昭和10年(1935)

昭和十年十一月十八日

津久井郡養兔組合聯合会長 印

各養兔組長 殿

兎毛皮共同販売ニ関スル件

例年之通り兎毛皮共同販売斡旋可致候條左記御含ミ
 ノ上多数御出荷相成度此段及通知候也

記

一、屠殺年齢及重量

生後八ヶ月以上経過シ、皆掛六百五十匁以上タルコト

二、張方及乾燥

張方ハ例年ト大差ナキモ、本年ハ特ニ細長ク張り、巾広ニ張りタルモノハ不合格品ナレバ、此点ニ注意シ、未乾燥ノモノハ受理シ難シ

三、販売方法及価格

従来ト異ニシ本県加工組合ニ販売シ、代金ハ出荷当日精算スルモノトス

四、出荷方法

例年ノ通り兎毛皮へ(マーク)(番号)等記載、出荷簿添付ノ上、一町村一纏メトシ、十二月二日午前十時迄ニ本会事務所迄責任者持参ノコト以上

No. 15 資料 アンゴラ兎毛共同販売の件 昭和11年(1936)

津農収第 177 号

昭和十一年五月十六日

津久井郡農会 印

各町村農会長 殿

各養兔組長 殿

アンゴラ兎毛共同販売ノ件

来ル五月二十九日午前九時ヨリ本会事務所ニ於テ左記ニ依リ共同販売斡旋可致候條貴部内飼養者ニ御周知相成度此段及依頼候也

記

一、販売方法 東京アンゴラ会社ヨリ出張購入願フ予定

二、数量 少量ニテモ差支ヘナシ

三、代金支払方法 当日即時支払フ

四、其他 出荷ノ際ハ予メ等級別ニ部分ケ持参ノコト

No. 16 資料 アンゴラ新報(第 36 号) 昭和 11 年(1936) 5月5日付

記事「研究会と兎毛の買入」(昭和 10 年 4 月 7 日 郡農会事務所)

研究会と兎毛の買入

神奈川県津久井郡中野町にて

津久井郡農会主催の下に、去ノる四月七日郡農会事務所に於て、アンゴラ兎毛現地買入並にアンゴラ各般に互る研究会を開催致しました。

同県は県農務課の方々も他県に比し、中々アンゴラに理解を持ち、昨年よりは津久井郡中野町の一角に神奈川県種兎場(アンゴラ兎のみの飼育)を建設致し、従来種兎場技術員として、養兎には数ヶ年の経験を有する熱心な山口泰司氏が、飼育研究に当り目下鋭意蕃殖中にて農務課長堀江浩氏の「本年度に於ける県下アンゴラ普及計画」としてのお話しに依れば、今年中に県下アンゴラ飼育希望の農村に、八百頭を分譲し、尚分譲の際には相当の補助金を交附し、以つて飼育の普及を計り益々増産計画の由であります。従つて当日の如きも遠路御多忙の処、県農務課長を初め左の指導機関の方々が出席され又東京アンゴラ会社よりは飯塚氏が出張致し、非常時に意義深き研究会として終了致しました。

出席者農務課長技師 堀江 浩 農林技師 内山長吉 農林技手 白井 明 津久井郡農会長 角田福三 同技手兼幹事 江成利輔 同 技手 須藤勝平 同技手兼書記 本多菊蔵 中郡農会長技師 高橋豊司 県種兎場技術員 山口泰司 村農会技手 河合 暁、同宮崎桂三、同鈴木幸長 青根村農会長 井上友太郎 外 県内養兎家多数

因に県アンゴラ種兎場の所在地(津久井郡中野町)は山間の高地で乾燥地帯ですから、養畜特にアンゴラ兎飼育地として好適地です。従つて同場係員の不變の努力研究に依つて優良種を育成しこれを県下の農村へ配給し、愈々指導の良ろしきを得れば今後の同県下のアンゴラ飼育こそ他県の模範となるべく、大いに期待に値するものと存じます。(了)

[文中の「/」は改行位置を示す]